

## 候補者募集 第13回 千葉市芸術文化新人賞

市では、将来の活躍が期待される芸術家を表彰する「千葉市芸術文化新人賞」の受賞候補者を募集します。才能あふれる芸術家を推薦してください。

**対象** 次のすべてを満たす個人または団体

- ①音楽、演劇、舞踊、美術、文芸などの芸術文化の分野で活発に活動を展開している方
  - ②おおむね5年以上にわたる活動歴がある方
  - ③本市出身・在住または活動拠点を置くなど、本市にゆかりがある方
- \*年齢制限はありません。

**推薦方法** 8月29日(金)消印有効。所定の推薦用紙に必要事項を記入して、〒260-8722千葉市役所文化振興課に郵送または直接持参。自薦・他薦は問いません。

**推薦用紙** 文化振興課、区役所地域振興課などで配布。市ホームページから印刷もできます。

**受賞区分** 新人賞(副賞30万円)と奨励賞の2部門

**受賞者決定** 選考委員会で選考の上、決定。選考結果は12月末までに全員に書面で通知する予定です。

問い合わせ 文化振興課 ☎245-5961 ㊟245-5592

## ご意見を募集します パブリックコメント手続

### 千葉市火災予防条例の一部改正(案)

多数の方が集まる大規模な催しの主催者に対し、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務計画の作成・届出を義務付ける「千葉市火災予防条例の一部改正(案)」を作成しました。この案について、皆さんの意見を募集します。

**案の公表場所** 消防局予防課、消防署予防課・出張所、市政情報室、区役所地域振興課、市図書館。市ホームページ「パブリックコメント手続」でもご覧になれます。

**意見の提出期間** 6月30日(月)まで(当日消印有効)

**意見の提出方法** はがきまたは封書に、件名、住所、氏名(ふりがな)または団体名・代表者氏名、電話番号を明記して、〒260-0854中央区長洲1-2-1消防局予防課へ。FAX・Eメール【下記】でも受け付けます。直接持参する場合は、消防局予防課、消防署予防課・出張所、区役所地域振興課へ。

**市の考え方の公表** 7月を予定。住所、氏名などの個人情報公表しません。

問い合わせ 消防局予防課 ☎202-1613 ㊟202-1669  
yobo.FPP@city.chiba.lg.jp

## 平和の折り鶴(千羽鶴)を募集します

広島・長崎で行われる平和記念(祈念)式典へ送呈する平和の願いを込めた折り鶴(千羽鶴)を募集します。市役所、区役所、きぼ一(中央区中央4)に募集箱を設置しますので、皆様のご協力をお願いします。

**期間** 6月19日(木)まで

- 注意事項**
- ・折り紙の大きさは7.5cm×7.5cm以下をお勧めします。
  - ・折り鶴を糸で結ぶ場合は、丈夫な糸を使用し、下端部は抜け落ちないように工夫されることをお勧めします。
  - ・平和の折り鶴(千羽鶴)には、捧げた方のお名前やメッセージなどを書いた短冊を結び付けていただくこともできます。

\*送呈前に、きぼ一で開催する千葉空襲写真パネル展(7月2日(水)~13日(日))で展示します。

折り鶴を糸でつないでくださる方(ボランティア)を募集しています。**【9面募集欄】**をご覧ください。

問い合わせ 男女共同参画課 ☎245-5060 ㊟245-5539

## 経済センサス基礎調査・商業統計調査へのご回答を

経済センサス基礎調査は、すべての事業所および企業を対象に、7月1日現在で実施する「経済の国勢調査」で、商業統計調査と一体的に実施します。

6月中旬から事業所の規模に応じて、調査票を郵送する方法と、調査員が持参する方法で行います。

暮らしや地域などをより良くするために、皆様のお店や会社についてお伺いする大切な調査です。調査票がお手元に届きましたら必ずご回答ください。

ビルクンとケイちゃん



問い合わせ ・統計課☎245-5714 ㊟245-5891  
・区役所地域振興課

中央区☎221-2104 若葉区☎233-8121  
花見川区☎275-6191 緑区☎292-8104  
稲毛区☎284-6104 美浜区☎270-3121

## 8月から 子どもの通院医療費の助成対象を

# 中学3年生まで拡大

市では小学3年生までを対象にしていた、子どもの通院医療費の助成対象を8月診療分から中学3年生までに拡大します。

今回新たに対象となるお子さんのいるご家庭には受給券交付申請の案内を郵送します。助成を受けるには受給券が必要となるため6月19日(木)までに必ず手続きを行ってください。

通院医療費		
区分	改正前	改正後
助成対象	小学3年生まで	中学3年生まで
保護者負担額	300円/回	0歳~小学3年生 300円/回 小学4年生~中学3年生 500円/回
		市民税所得割が課税されていない方は無料(入院も同様)

\*入院医療費については変更ありません(助成対象は中学3年生まで、保護者負担額は300円/日)。

### 小学3年生以下のお子さんの受給券

8月1日(金)から有効な受給券は、自動更新により7月下旬に郵送します。ただし、以下の方は自動更新されませんので手続きが必要です。

- ・平成26年1月1日時点で千葉市に住居登録がない方
- ・所得金額などに関する千葉市の調査に同意をしていない方 など

\*手続きが必要な方には、案内を郵送します。

手続きについては保健福祉センターこども家庭課【下記】に直接または郵送で行ってください。なお、新たに転入された対象となるお子さんのいるご家庭の手続きは随時受け付けています。

## 児童手当継続には現況届が必要です

児童手当受給中の方に現況届を郵送します。6月30日(月)までに必要事項を記入して、保健福祉センターこども家庭課【下記】に直接または郵送で必ず提出してください。

現況届の提出がない場合、6月分以降の手当は支給されません。

**手当を受けられる方** 中学3年生までの児童を養育している方

対象	支給額(月額)	特例給付
3歳未満	1万5,000円	児童を養育している方の平成25年中の所得が【下表】の所得制限限度額を超える場合、一律5,000円
3歳~小学6年生	1万円 (第3子以降1万5,000円)	
中学生	1万円	

### 所得制限限度額

扶養親族などの数	所得制限限度額	給与収入の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円

\*所得制限限度額は扶養親族が1人増えるごとに38万円ずつ増加します。

問い合わせ ・保健福祉センターこども家庭課  
中央☎221-2172 花見川☎275-6421 稲毛☎284-6137  
若葉☎233-8150 緑☎292-8137 美浜☎270-3150  
・こども企画課 ☎245-5178 ㊟245-5547

## 市への申請がより簡単に

# 約2000種類の手続きで押印を見直します!

市では、印鑑を持参しなくても申請などの手続きができるよう、6月から順次、押印の義務付けを一部廃止します。

これまで、押印をいただいていたものをご本人の署名でも可能とするなど、市への申請がより簡単になります。

### 押印が原則不要となる手続き(約2,000手続き)

- ・国民健康保険料用所得申告書
  - ・自転車等引取申出書
  - ・母子等の家庭の医療費助成資格証明書交付・更新申請書 など
- \*申請書などの様式から押印欄(㊟マーク)がなくなります。

なお、市民税・県民税申告書、後期高齢者医療に係る療養費支給申請書など、国の法令などで押印の義務付けがある場合は、引き続き押印が必要となります。

詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 業務改革推進課 ☎245-5029 ㊟245-5692